

(仮称) 那珂川市総合運動公園整備運営事業

基本協定書 (案)

令和 7 年 6 月

(令和 7 年 8 月 修正)

那珂川市

## 目 次

第 1 条	(目的)	1
第 2 条	(当事者の義務)	1
第 3 条	(事業者の設立)	1
第 4 条	(株式の譲渡等)	2
第 5 条	(業務の委託、請負)	2
第 6 条	(事業契約等)	2
第 7 条	(出資者保証書等)	3
第 8 条	(準備行為)	3
第 9 条	(資金調達)	4
第 10 条	(事業契約不調の場合の処理)	4
第 11 条	(有効期間)	4
第 12 条	(談合等の不正行為に係る損害の賠償)	5
第 13 条	(秘密保持)	6
第 14 条	(基本協定の変更)	6
第 15 条	(準拠法及び裁判管轄)	6
第 16 条	(その他)	6

(仮称) 那珂川市総合運動公園整備運営事業(以下「本事業」という。)に関して、那珂川市(以下「本市」という。)は、応募グループ[ ]の代表企業、構成企業及び協力企業(本事業に係る資格審査書類に、それぞれ応募グループの代表企業、構成企業及び協力企業として明記された者をいう。以下「事業予定者」という。)との間で、本事業に関する基本的な事項について合意し、次のとおり基本協定(以下「本基本協定」という。)を締結する。

#### (目的)

第1条 本基本協定は、本事業に関し、事業予定者がその優先交渉権者として決定されたことを確認するとともに、本市と事業者(事業予定者である代表企業及び構成企業(以下「代表企業等」という。))が設立する本事業の遂行者をいう。以下本則において同じ。)との間で民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第5条第2項第5号に規定する本事業に係る事業契約(以下「事業契約」という。)を締結するため、本市及び事業予定者双方の義務について必要な事項を定めることを目的とする。

#### (当事者の義務)

第2条 本市及び事業予定者は、本市と事業者との間で締結する事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応し、最善の努力をしなければならない。

2 事業予定者は、事業契約締結のための協議において、本事業の応募手続における本市の要望事項を尊重しなければならない。

#### (事業者の設立)

第3条 代表企業等は、本基本協定締結後、事業者の仮契約の締結までに事業者を会社法(平成17年法律第86号)に定める株式会社として設立し、当該株式会社の商業・法人登記簿謄本の原本、定款の原本証明付きの写し及び株主名簿の原本証明付きの写しを本市に提出しなければならない。

2 代表企業等は、必ず事業者に出資しなければならない。この場合において、事業者に対する代表企業等の出資比率の合計は、当該事業者への出資額全体の50%を上回らなければならない。

3 事業予定者は、取締役及び監査役を選任させ、これを市に報告させるものとする。取締役及び監査人の選任の後に取締役及び監査役が改選された場合についても、事業予定者は市に報告するものとする。

4 事業契約の契約期間においては、事業予定者の構成企業は、原則として出資比率を変更することができない。ただし、事業の安定的な遂行及びサービス水準の維持が図られる場合において、市の利益を侵害しないと認められるときは、市は当該出資比率の変更について協議に応じることができるものとする。

5 事業予定者の代表企業(以下「代表企業」という。)は、募集要項等に示す本事業の事業期間(以下「事業期間」という。)を通じて、事業者に対する出資者中最大の出資割合を持つものとする。

- 6 代表企業が保有する議決権の割合は、事業者の総株主の議決権のうち最大の割合とし、かつ、代表企業等が保有する議決権の合計割合は、事業者の総株主の議決権の50%を上回らなければならない。
- 7 事業者の定款には、会社法第107条第2項第1号の規定に基づき株式の譲渡制限を規定しなければならない。
- 8 代表企業等は、次条に規定する場合を除き、事業期間中、事業者の株式を譲渡することはできない。
- 9 事業予定者は、事業者の定款の変更を行う場合は、事前に本市に通知し、変更後の定款の原本証明付きの写しを本市に提出するものとする。

(株式の譲渡等)

第4条 代表企業等は、事業期間が終了するまで事業者の株式を保有するものとし、その保有する事業者の株式の譲渡、担保権等の設定その他の処分を行う場合は、本市の事前の書面による承諾を得なければならない。

- 2 代表企業等は、前項の承諾を得て事業予定者の株式を代表企業等以外の者に譲渡するときには、かかる譲渡の際の譲受人をして、様式第2号による誓約書をあらかじめ市に提出させるものとする。
- 3 代表企業等は、前項の規定により本市の承諾を得て事業者の株式の譲渡、担保権等の設定その他の処分を行った場合は、その締結後、当該処分に係る契約書の写しを速やかに本市に提出しなければならない。

(業務の委託、請負)

第5条 代表企業等は、事業者による本事業の実施に関し、建築物の設計に係る業務を[ ]に、運動公園(土木)の設計に係る業務を[ ]に、建築物の建設に係る業務を[ ]に、運動公園(土木)の建設に係る業務を[ ]に、建築物の工事監理に係る業務を[ ]に、運動公園(土木)の工事監理に係る業務を[ ]に、開園準備に係る業務を[ ]に、維持管理に係る業務を[ ]に、運営に係る業務を[ ]に、それぞれ委託し、又は請け負わせることができるものとする。

- 2 前項の場合において、代表企業等は、本市と事業者との間で第6条第2項に定める本契約となった(以下「事業契約の本契約確定」という。)後、速やかに、前項に定める各業務に係る受託者又は請負人と事業者との間において、各業務に関する委託契約若しくは請負契約又はこれらに代わる覚書等を締結させるものとする。この場合において、当該契約等の締結後、速やかに、当該契約書等の写し等、各業務を委託し、又は請け負わせた事実を証する書面を、本市に提出するものとする。
- 3 事業者から業務を受託し、又は請け負った者は、当該業務を誠実に実施しなければならない。

(事業契約等)

第6条 本市及び事業者は、本基本協定締結後、令和8年2月下旬までに、仮契約を締結するものとする。

2 前項の仮契約は、事業契約の締結について那珂川市議会での議決を得られた時に本契約の効力が発生するものとする。

3 本市及び事業予定者は、募集要項等に併せて公表する事業契約書（案）及び事業契約約款（案）の内容に関し、応募前に確定することができなかつた事項を除いては、原則として変更しないものとするが、市が合理的な理由に基づき必要と認める場合、事業契約書（案）及び事業契約約款（案）の文言に関し、市と事業予定者はその解釈について協議し、その内容について変更を行うものとする。協議が整わない場合には市が締結する契約内容を決定し、事業予定者は当該決定に従うものとする。

4 本市及び事業予定者は、仮契約締結後も、本事業の円滑な実施のために互いに協力しなければならない。

5 本市は、第12条第1項に規定する場合を除き、事業予定者の責めに帰すべき事由により事業者と事業契約を締結することができない場合には、第3項の事業契約約款（案）別紙4 サービス対価の支払方法 表2 サービス対価の構成(1)施設費等 ア 施設費（以下「施設費」という。）に相当する金額並びに当該額に係る消費税及び地方消費税の額の合計額の10分の1に相当する金額を賠償金として請求することができるものとする。

6 前項の規定は、本市に生じた損害額が前項に規定する賠償金額を超える場合に、本市がその超過分について事業予定者に賠償を請求することを妨げるものではない。

7 事業予定者が前2項に規定する賠償金を本市の指定する期間内に支払わないときは、事業予定者は、当該未払額につき、当該期間を経過した日から当該未払額の支払をする日までの日数に応じ、本基本協定締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した率（以下「支払遅延防止法の率」という。）を乗じて計算した金額を遅延損害賠償金として、本市に支払わなければならない。この場合の計算方法は、年365日の日割計算とする。

（出資者保証書等）

第7条 代表企業等は、事業契約の本契約確定日において、出資者保証書（様式第1号）を本市に提出しなければならない。

2 代表企業等は、前項の規定により提出した出資者保証書に定める数量の事業者の株式の引受けを行うものとする。

3 代表企業は、事業者の設立時において、事業者の株式を保有する代表企業等以外の者から誓約書（様式第2号）を徴求して、これを本市に提出しなければならない。

（準備行為）

第 8 条 事業予定者は、事業契約の本契約確定前にも、自己の責任と費用において、本事業の実施に関し必要かつ相当な範囲において準備行為を行うことができるものとする。この場合において、本市は、必要かつ合理的な範囲で、当該準備行為に協力しなければならない。

2 前項の準備行為の結果は、事業契約の本契約確定後、事業者が速やかにこれを引き継ぐものとする。

#### (資金調達)

第 9 条 代表企業等は、事業予定者が本事業に関して本市に提出した事業者提案に従い、本事業に係る事業者への出資、出資者の募集、資金の借入れその他事業者の資金調達を実現させるために最大限努力するものとする。

2 代表企業等は、事業者に対して本事業に係る融資を行う金融機関等が決定した場合は、当該金融機関等の名称及びその他の詳細を示した書類を、本市に提出しなければならない。

#### (事業契約不調の場合の処理)

第 10 条 本市と事業者との間で事業契約の締結に至らなかった場合には、第 6 条第 5 項から第 7 項まで及び第 12 条に規定する金額を本市が請求する場合を除き、その事由のいかんを問わず、市及び事業予定者の責めに帰すべき事由なくして本事業契約の締結に至らなかった場合、本基本協定に別段の定めがない限り、本市及び事業予定者が本事業の準備に関してそれぞれ要した費用は、各自がそれぞれ負担するものとする。この場合において、本市及び事業予定者は、第 6 条第 5 項から第 7 項までに規定する金額の請求を除き、相互に債権債務関係が生じないものとする。

ただし、市の責に帰すべき事由により不調になった場合、優先交渉権者決定後に事業予定者が本事業の準備に関して支出した費用は合理的な範囲で市が負担する。また、事業予定者の責に帰すべき事由により不調になった場合、市が本事業の準備に関して支出した費用は事業予定者が負担する。

2 事業契約の締結に至らなかった場合において、事業予定者は公表済みの書類を除き、本事業に関して市から交付を受けた書類及びその複写物をすべて返却しなければならない。また、事業予定者は、本事業に関して市から交付を受けた書類を基に作成した資料、文書、図面、電子的記録及びその複写物をすべて破棄しなければならない。この場合において、事業予定者は、返却した資料等の一覧表または破棄した資料等の一覧表を市に提出するものとする。

#### (有効期間)

第 11 条 本基本協定の有効期間は、本基本協定の締結日から事業契約の全てが終了する日までとする。ただし、本基本協定の有効期間の終了後も、第 6 条第 5 項から第 7 項まで、第 10 条、第 12 条、第 13 条及び第 15 条の規定の効力は、存続するものとする。

- 2 本市と事業者との間で事業契約が締結に至らなかった場合には、事業契約の本契約としての効力が生ずるに至る可能性がないと市が判断して代表企業に通知した日をもって本基本協定は終了するものとする。ただし、本基本協定の終了後も、第6条第5項から第7項まで、第10条、第12条、第13条及び第15条の規定の効力は存続するものとする。

(談合等の不正行為に係る損害の賠償)

第12条 本市は、第6条第1項及び第2項の規定にかかわらず、事業契約の本契約確定前に、本事業の応募手続に関し、事業予定者のいずれかの者において次の各号のいずれかの事由が生じたときは、事業者との間で事業契約を締結しないことができる。

(1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第8章第2節に規定する手続に従って、独占禁止法第7条、第8条の2、第17条の2又は第20条のいずれかの排除措置命令を受け、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 独占禁止法第8章第2節に規定する手続に従って、独占禁止法第7条の2、第7条の9、第8条の3又は第20条の2から第20条の6までのいずれかの課徴金納付命令を受け、当該課徴金納付命令が確定したとき。

(3) 自ら又はその役員若しくは使用人その他の従業者について、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の規定に違反し、これらの規定による刑が確定したとき。

(4) 事業予定者が事業契約に係る市議会の議決日までの間に募集要項に定める資格要件を本件に関して欠く事態となったとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、事業予定者が基本協定に違反し、その違反により基本協定の目的を達することができないと市が認めたとき、又はその他事業予定者の責に帰すべき事由により、基本協定の履行が困難であると市が認めたとき。

2 本市は、事業期間にかかわらず、本事業の応募手続に関し、前項各号のいずれかの事由が生じたときは、事業契約を締結し、又は解除するか否かを問わず、事業予定者に対し、施設費に相当する金額並びに当該額に係る消費税及び地方消費税の額の合計額の10分の1に相当する金額を賠償金として請求することができるものとする。

3 前項の規定は、本市に生じた損害額が前項の規定する賠償金額を超える場合、本市がその超過分について事業予定者に賠償を請求することを妨げるものではない。

4 事業予定者が前2項に規定する賠償金を本市の指定する期間内に支払わないときは、事業予定者は、当該未払額につき、当該期間を経過した日から当該未払額の支払をする日までの日数に応じ、支払遅延防止法の率を乗じて計算した金額を遅延損害賠償金として、本市に支払わなければならない。この場合の計算方法は、年365日の日割計算とする。

(秘密保持)

第13条 本市及び事業予定者は、本基本協定に規定する各事項について、相手方の同意を得ることなく、これを第三者に開示し、及び本基本協定の目的以外に使用してはならない。ただし、裁判所より開示が命ぜられた場合、代表企業等が本事業に関する資金調達に必要として開示する場合及び本市が法令（条例を含む。以下同じ。）の規定に基づき開示する場合は、この限りでない。

(基本協定の変更)

第14条 本基本協定の規定は、全当事者の書面による合意がなければ、変更することはできないものとする。

(準拠法及び裁判管轄)

第15条 本基本協定は、日本国の法令に従い解釈されるものとし、基本協定、関連書類及び書面による通知は、日本語で作成される。また、基本協定の履行に関して当事者間で用いる言語は、日本語とする。また、本基本協定に関する当事者間に生じた一切の紛争については、福岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(その他)

第16条 本基本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、法令（那珂川市の契約関係例規を含む。）によるもののほか、必要に応じて本市及び事業予定者が協議のうえ、定めるものとする。

本基本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、本市及び事業予定者が記名押印のうえ、本市及び事業予定者の代表企業がそれぞれ1通を保有する。

令和[ ]年[ ]月[ ]日

那珂川市  
福岡県那珂川市西隈1丁目1番1号  
那珂川市長 武末 茂喜 印

事業予定者  
(所在地)  
[ ]会社(代表企業)  
代表取締役 印

(所在地)  
[ ]会社(構成企業)  
代表取締役 印

(所在地)  
[ ]会社(構成企業)  
代表取締役 印

(所在地)  
[ ]会社(構成企業)  
代表取締役 印

(所在地)  
[ ]会社(協力企業)  
代表取締役 印

令和 年 月 日

（宛先）那珂川市長 武末 茂喜 様

### 出 資 者 保 証 書

那珂川市（以下「貴市」という。）及び〔 〕（以下「事業者」という。）の間において、令和〔 〕年〔 〕月〔 〕日付けで締結された（仮称）那珂川市総合運動公園整備運営事業に係わる事業契約（以下「事業契約」という。）に関して、当該事業者の株主である〔 〕、〔 〕、〔 〕、〔 〕及び〔 〕（以下「当社ら」という。）は、貴市に対して下記の事項を連帯して誓約し、かつ、表明及び保証いたします。なお、特に明示の無い限り、本出資者保証書において用いられる用語の定義は、事業契約書に定めるとおりとします。

### 記

- 1 事業者が、令和〔 〕年〔 〕月〔 〕日に、会社法（平成17年法律第86号）上の株式会社として適法に設立され、本日現在有効に存在すること。
- 2 （1）本日時点における事業者の発行済株式総数は〔 〕株であること。  
（2）本日時点における当社らの保有する事業者の株式の総数は〔 〕株であり、そのうち〔 〕株は〔 〕会社が、〔 〕株は〔 〕会社が、〔 〕株は〔 〕会社が、〔 〕株は〔 〕会社が、〔 〕株は〔 〕会社がそれぞれ保有すること。  
（3）本日時点における当社ら以外の者が保有する事業者の株式の総数は〔 〕株であり、そのうち〔 〕株は〔 〕会社が、〔 〕株は〔 〕会社が、〔 〕株は〔 〕会社がそれぞれ保有すること。

事業者の本日現在における株主構成は、〔（応募グループの代表企業、構成企業）〕が保有する議決権の合計割合が全議決権の50%を超える議決権を保有しており、かつ、〔（応募グループの代表企業）〕の議決権保有割合が株主中最大となっていること。

3 当社は、事業者が株式、新株予約権又は新株予約権付社債を発行しようとする場合、これらの発行を承認する株主総会において、前項記載の議決権保有比率の維持が可能か否かを考慮したうえ、その保有する議決権を行使すること。

4 当社は、事業契約が終了する時まで事業者の株式を保有するものとし、貴市の事前の書面による承認がある場合を除き、当該株式の譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行わないこと。また、当社らの一部の者に対して当社らが保有する事業者の株式の全部又は一部につき譲渡、担保権等の設定、その他の処分をする場合においても、貴市の事前の書面による承認を得て行うこと。

5 貴市の承認を得て、当社らが保有する事業者の株式の譲渡、担保権等の設定、その他の処分をする場合、処分に係る契約の締結後速やかに、当該処分に係る契約書の写しを、貴市に提出すること。

以上

(所在地)

[ ]会社 (代表企業)

代表取締役

印

(所在地)

[ ]会社 (構成企業)

代表取締役

印

(所在地)

[ ]会社 (構成企業)

代表取締役

印

(所在地)

[ ]会社 (構成企業)

代表取締役

印

令和 年 月 日

（宛先）那珂川市長 武末 茂喜 様

誓 約 書

那珂川市（以下「貴市」という。）及び [ ]（以下「事業者」という。）の間において、令和 [ ] 年 [ ] 月 [ ] 日に締結する予定の（仮称）那珂川市総合運動公園整備運営事業に係わる事業契約に関して、当社は、貴市に対して下記の事項を誓約し、かつ、表明及び保証いたします。なお、特に明示の無い限り、本誓約書において用いられる用語の定義は、事業契約書に定めるとおりとします。

記

- 1 本日時点において、当社が保有する事業者の株式の総数は、[ ]株であること。
- 2 当社は、事業契約が終了する時まで事業者の株式を保有するものとし、貴市の事前の書面による承認がある場合を除き、当該株式の譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行わないこと。
- 3 貴市の承認を得て、当社が保有する事業者の株式の譲渡、担保権等の設定、その他の処分をする場合、当該処分に係る契約の締結後速やかに、当該処分に係る契約書の写しを、貴市に提出すること。
- 4 当社が保有する事業者の株式を譲渡する場合、事前に、当該株式の譲受予定者からこの誓約書と同じ様式の誓約書を徴求し貴市に提出すること。

以上

（所在地）

[ ]会社

代表取締役

印